令和元年5月定例記者会見 議事録

【司会】

それではただ今から定例記者会見を始めます。

はじめに、「令和元年西条市議会6月定例会提出予定議案について」でございます。市長、 お願いします。

○令和元年西条市議会6月定例会提出予定議案について(市長)

今日はご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは私から、令和元年西条市議会第1回6月定例会提出予定議案等について発表させていただきます。

まず、定例会の招集日は6月4日火曜日、提出議案については、予算案4件、条例案8件、その他案件17件の合計29件を予定しております。

次に、その概要でございます。

今回の補正予算は、7月オープン予定のアウトドア活動拠点施設の運営や、次年度から小学校で必修となるプログラミング教育への対応のほか、国・県補助の見通しがついた公共事業を中心に、生活環境や都市基盤の整備、農林水産業の振興など、時期的に今回計上することが適当と判断されるものにつきまして、補正措置を行うことといたしました。

主な内容といたしましては、まず、アウトドアオアシス石鎚管理運営事業として、7月のオープンを予定しております「アウトドア オアシス石鎚」の運営を指定管理者であります、株式会社モンベルホールディングスに委託するための経費を計上しております。

同施設では、本市のアウトドア活動の拠点施設として、観光情報の発信やアウトドア・ アクティビティに関するサービス等の提供、用品・地場産品の販売等を実施し、交流人口 の拡大と地域産業の振興を図ろうとするものでございます。

次に、小学校 ICT 教育推進事業といたしまして、次年度から全面実施される新学習指導要領により、必修化となる小学校のプログラミング教育に対応するため、各校に ICT 支援員を配置する経費を計上しております。

支援員の配置により、校内研修や授業実践を実施するなど、情報活用能力の向上に向けた支援を行うことで、学習活動の充実を図ることとしております。

次に、生活環境の整備として、稼働から 27 年が経過した道前クリーンセンターの将来的な施設更新を見据え、更新までの間、現有施設の安定的な稼働・運営を図るため、基幹的設備改良に係る基本計画等の策定に要する経費を計上しております。

次に、都市基盤の整備として、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、土木学会の選奨土 木遺産である大宮橋のほか、2橋の補修工事を実施し、安全かつ安心して通行できるよう、 橋りょうの保全を図ることとしております。

また、平成28年度から整備を進めております、(仮称)新泉町団地整備事業では、今年度完成予定の1区に加え、2区の建設に着手するための工事費等を計上しております。

次に、農林水産業の振興として、今後も見込まれる農業の担い手不足に対応するため、 新規就農者の受け入れ態勢を整備し、支援に積極的に取り組む農業協同組合等に対し、就 農準備研修や農業用機械の導入、施設の整備に要する経費を助成することとしております。

また、昨年度の豪雨災害により、全国的に多くのため池が被災したことを受け、「防災重点ため池」の選定基準を見直し、市民の避難誘導対策として、新基準での選定による浸水 想定区域図の作成に要する経費を計上しております。

この結果、一般会計の補正予算額は 42 億 7,960 万円となり、特別会計及び水道事業会計を合わせた、全会計の補正予算の合計額は、45 億 2,557 万 5 千円となっております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

〇令和元年 6 月定例会予算関係詳細説明(財務部長)

私からは、予算関係の議案第2号から議案第5号までの4件につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の「令和元年度 6月補正予算の概要」をご準備ください。

1ページは、6月補正予算の編成方針につきまして、掲載しておりますので、後程、ご覧ください。

2ページをご覧ください。

6月補正におけます 会計別予算の規模であります。

一般会計の 6 月補正予算額の欄ですが、42 億 7,960 万円で、累計予算額は、右側の計 (A) 欄ですが、522 億 8,312 万 9 千円となり、前年同期と比較いたしますと、(D) 欄ですが、金額で 39 億 2,117 万 8 千円、率にいたしますと、右端の増減率の欄ですが、8.1%の増となっております。

特別会計では、介護保険特別会計で、9,740万4千円、公共下水道事業特別会計で、1億273万4千円の補正となっております。

また、企業会計の補正予算額では、水道事業会計が 4,583 万 7 千円の補正となっております。

これらの全会計を合計いたしますと、一番下の合計欄になりますが、補正予算額は 45 億 2,557 万 5 千円で、累計予算額は、846 億 5,554 万 4 千円となり、前年同期と比較いたしますと、(D) 欄ですが、金額で 40 億 6,290 万 7 千円、率にして 5.0%の増となっております。

続きまして、主な事業につきまして、新規事業を中心に、ご説明申し上げます。 3ページをご覧ください。

「介護保険料軽減強化事業」8,548 万円は、本年 10 月からの消費税率引上げに合わせて、介護保険事業において低所得者である所得段階が第 1 段階から第 3 段階までの方の保険料を段階に応じて 1,800 円から 9,200 円、それぞれ軽減するもので、国県の負担金を含め一般会計から介護保険事業特別会計への繰出金を充てて行います。対象者は、約 15,000 名を見込んでおります。

また、「地域密着型サービス施設整備事業」9,740万4千円は、介護保険事業特別会計において、市内2事業者が下島山と三津屋南にそれぞれ整備するグループホームを対象に、県の補助内示を受けて、整備及び開設準備に必要な経費を補助するもので定員がそれぞれ18名、合計36名の認知症高齢者の共同生活施設が市内に整備されることになります。

4ページをご覧ください。

「保育施設整備助成事業」1億4,581万2千円は、建築後49年が経過し、老朽化が進む「東予乳幼児保育園」の園舎の改築に対して、また、次の「認定こども園整備事業」2億2,415万3千円は、「西条栄光幼稚園」と「たから幼稚園」が、認定こども園に移行するために必要な園舎の改築に対して、その経費の一部をそれぞれ助成するもので、保育環境の

整備と保育サービスの向上を図ろうとするものであります。いずれも、供用開始予定は、令和2年4月となっております。

9ページをご覧ください。

「喜多川朔日市線改良事業」5億3,684万9千円は、中心市街地を東西に結ぶ道路網の骨格となる幹線道路として、現在、御殿前通りから喜多川通りまでの区間を整備しており、本年度は、道路擁壁工・水路工・舗装工のほか、用地費や補償金に係る経費を計上しております。

12ページをご覧ください。

「ブロック塀等安全対策事業」301万8千円は、平成30年6月の大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊被害を教訓に、耐震診断で不良危険と判断された、通学路等の公道に面するブロック塀等の所有者に対して、塀の除却・建替え費用を補助するもので、塀の倒壊による通行障害を防ぐとともに、安全性の向上を図るものです。

13ページをご覧ください。

「防災ひろば整備事業」357万8千円は、旧西条西警察署跡地を、災害発生時における緊急避難場所「防災ひろば」として整備し、防災倉庫を併設することで、地域防災力の強化を図るものです。整備面積、約2,500㎡で、平常時には地域住民が多用途に活用できる広場として開放する予定です。

14ページをご覧ください。

2番目の「屋外トイレ整備事業」4,500万円は、計画的に小学校の屋外トイレを男女別に整備し、多機能トイレを設置することで児童や学校開放利用者、また、学校が避難所となった場合の利便性向上を図るもので、本年度は、市内3小学校を整備する予定です。

15ページをご覧ください。

2番目の「県単独土地改良事業」2,588 万7千円は、営農の効率化や生産性の向上を図るため、土地改良施設の整備を行うもので、本年度は、市内2地区で農道の整備、3地区で農業水利施設の整備を行います。

17ページをご覧ください。

「ため池豪雨災害緊急対策事業」583万円は、農家の減少や宅地化の進行など、維持管理が困難で、被災の影響が大きいため池の増加が課題となっていることから、地域の実情に応じた改修工法等で対策を行い、決壊による被害の防止・軽減を図るものであります。

18ページをご覧ください。

「水源の森整備事業」4,162万円は、山間部の渓流沿いの放置林を間伐し、下草や低木の植生を促進することで、森林保水力の向上を図り、豪雨等による山地災害を防止するもの

です。本年度は、間伐等の施業に加え、整備林と未整備林の比較により事業の効果検証を行うこととしております。

以上をもちまして、予算関係の説明を 終わらせていただきます。

〇令和元年 6 月定例会議案関係詳細説明 (総務部長)

私から、条例等の議案につきまして、お手元の「令和元年 6 月定例会 提出議案概要」に基づきまして、ご説明申し上げます。なお、案件によりまして「議案資料」も併せてご覧いただければと思います。

1ページをご覧ください。

議案第1号は、「地方税法等の一部を改正する法律」等が公布され、その一部が平成31年4月1日及び令和元年6月1日から施行されることに伴い、所要の条例改正が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

主な改正内容は、3点あります。

1点目は、ふるさと納税に伴う市民税の寄附金特例控除制度の見直しでありまして、当該 特例控除対象となるふるさと納税については、法に定める基準に基づき総務大臣が指定し た地方団体により募集されたもののみとするものであります。

2点目は、住宅借入金等特別控除期間の拡充及び控除額の見直しでありまして、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供された住宅のうち、消費税率 10 パーセントを負担し取得された住宅については、控除期間 10 年のところ、3 年間延長し、 13 年とするものであります。

3点目は、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告の規定において、法規定の新設にあわせて、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告の規定を追加するものであります。

次に2ページに移ります。

議案第6号は、「西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、「2の概要」にありますように、9億4,610万円で、日本下水道事業団と、三津屋雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定を締結するため、議会の議決を求めるものであります。なお、議案資料の1ページから2ページに工事の施工箇所をお示ししております。

次に3ページに移ります。

議案第7号は、周布開田地区において、総事業費940万円で、延長800メートル、幅員3.0メートルの農道舗装を行うものでありまして、議案資料の4ページに施工箇所をお示ししております。

次に 4 ページに移ります。

議案第8号は、新川地区において、総事業費850万円で、かんがい排水用転倒ゲート1か所の改修を行うものでありまして、議案資料の6ページに施工箇所をお示ししております。

次に5ページに移ります。

議案第9号は、壬生川地区において、総事業費800万円で、延長40メートルのかんがい排水用水路の改修を行うものでありまして、議案資料の8ページに施工箇所をお示ししております。

次に6ページに移ります。

議案第10号は、平成31年4月1日に施行された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、本市が国から譲与を受ける森林環境譲与税を原資として、同法に規定する施策に要する費用に充てるための基金を設置するため、所要の条例を制定しようとするものであります。

第2条では、基金として積み立てる額は、本市一般会計歳入歳出予算に定める旨を、第3条では、基金に属する現金の管理について、第4条では、基金の運用から生ずる収益の処理について、第5条では、基金に属する現金の繰替運用について、第6条では、基金は、基金の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる旨を定めております。

なお、条例の施行日は、公布の日といたしております。

次に7ページに移ります。

議案第11号は、駅周辺の駐輪場を中心に放置自転車が増加し、利便性が低下していることに鑑み、市が管理する駅周辺の駐輪場及び公共の場所における放置自転車対策の円滑な 実施を図るため、所要の条例を制定しようとするものであります。

第4条及び第5条では、公共の場所の良好な環境を確保し、その機能低下を防止するため、必要があると認めるときは、放置された自転車等を撤去することができる旨を、また、撤去した自転車等を保管したときは、その旨を告示し、利用者等に返還するために必要な措置を講ずるよう努める旨を、第6条では、保管した自転車等を利用者等に返還する際の費用の徴収について、第7条では、定められた保管期間を経過しても、自転車等を返還することができない場合における、当該自転車等の売却等について、第8条から第11条では、市が管理する駅周辺の自転車等駐車場の設置及び管理に関する事項について、第12条では、自転車等駐車場内に放置されている自転車等についても、公共の場所に放置された自転車等と同様の措置を講ずることができる旨を定めております。

なお、条例の施行日は、令和元年10月1日といたしております。

次に8ページに移ります。

議案第12号は、「地方税法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、所要の 条例改正を行おうとするものであります。

主な改正内容は4点あります。

1点目は、軽自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい3 輪以上の軽自動車の新規取得に対し、初年度課税に限り税率を軽減するグリーン化特例措 置の適用期限を国の法改正に伴い2年延長するものであります。 2点目は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、自家乗用を目的とした3輪以上の軽自動車を取得した場合、軽自動車税の環境性能割の税率を1パーセント軽減するものであります。

3点目は、グリーン化特例措置の見直しに伴い、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された軽自動車について、一定の基準を満たす自家乗用の電気自動車等に限定し、初年度の種別割軽自動車税を軽減するものであります。

4点目は、子供の貧困問題に対応する措置として、未婚のひとり親で、児童扶養手当の支給を受け、前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者に対し、個人市民税を非課税とするものであります。

なお、条例の施行日は、令和元年10月1日とし、単身児童扶養者に対する非課税措置に 関する規定にあっては、令和3年1月1日、軽自動車税のグリーン化特例措置の見直しに 関する規定にあっては、令和3年4月1日といたしております。

次に9ページに移ります。

議案第13号は、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が施行されたことに伴い、 所要の条例改正を行おうとするものであります。

主な改正内容は2点あります。

1点目は、国が示す限度額基準に基づき、基礎課税額の限度額を現行の58万円から61万円に引き上げようとするものであります。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の27万5,000円から28万円に引き上げ、また、2割軽減の対象となる世帯についても同様に、現行の50万円から51万円に引き上げようとするものであります。

なお、条例の施行日は、公布の日といたしております。

次に11ページに移ります。

議案第14号は、「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものであります。

主な内容といたしましては、都道府県知事が行う研修を修了した者のほか、指定都市の 長が行う研修を修了した者も、放課後児童支援員となることができるようにするというも のであります。

なお、条例の施行日は、公布の日といたしております。

次に12ページに移ります。

議案第 15 号は、平成 31 年 4 月 1 日から、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものであります。

主な内容といたしましては、西条市介護保険条例第4条第1項第1号から第3号までに 該当する者の令和元年度及び令和2年度の介護保険料を、第1号該当者は、年額33,100円 から 27,600 円に、第 2 号該当者は、年額 55,200 円から 46,000 円に、第 3 号該当者は、年額 55,200 円から 53,400 円にそれぞれ減じようとするものでありまして、議案資料の 14 ページに現行保険料と改正保険料案の対比表をお示ししております。

なお、条例の施行日は、公布の日といたしております。

次に14ページに移ります。

議案第 16 号は、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、 所要の条例改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員の要件に、 5年ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了していることを加えるものであります。 なお、条例の施行日は、公布の日といたしております。

次に15ページに移ります。

議案第17号は、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が公布され、また、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、主に2点の改正を行おうとするものであります。

1点目は、避雷設備に関する事項について、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」に改められたことに伴い、同様に名称を 改めるものであります。

2点目は、住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項について、設置しないことができる場合の要件をより明確にするため、規定の一部を改めるものであります。

なお、条例の施行日は、避雷設備に関する改正規定にあっては、令和元年7月1日と、 住宅用防災警報器等の設置免除に関する改正規定にあっては、公布の日といたしておりま す。

次に 16ページに移ります。

報告第1号は、令和元年度に予算を繰越したものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありまして、事業名などの詳細につきましては、議案書の98ページから103ページにお示ししておりますので、後程ご覧ください。

次に17ページに移ります。

報告第2号は、平成30年度西条市水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでありまして、事業名などの詳細につきましては、議案書の106ページから107ページにお示ししておりますので、後程ご覧ください。

次に18ページに移ります。

報告第3号は、平成30年度西条市病院事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費の

うち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものでありまして、事業名などの詳細につきましては、議案書の 110 ページから 111 ページにお示ししておりますので、後程ご覧ください。

次に19ページに移ります。

報告第4号から22ページの報告第7号までの4件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでありまして、決算書等の詳細は、別冊で調製しておりますので、後程ご覧ください。

次に23ページに移ります。

報告第8号から26ページの報告第11号までの4件は、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

次に27ページに移ります。

報告第12号は、水道料金について、合計で41件、213万7,196円の債権を放棄しましたので、西条市債権管理条例第17条の規定により報告するものであります。

以上で条例等の議案の説明を終わります。

【司会】

それでは質疑に移ります。ただ今説明いたしました内容につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、お願いいたします。

【記者】

放置自転車の対策に関する条例について、これまでどれくらい放置されていて、どれくらい管理・撤去しているのか。

【建設部長】

ここ3年くらいの間に、特に伊予西条駅の駐輪場から、概算ですが200台ほど放置自転車を撤去し、一時保管の後、処分したという状況です。これまでは条例等がなかったため、放置自転車と特定をするのに、警察の盗難届の調査をし、最終処分するまでに2年ほどの期間がかかっていたのですが、今回、この条例の制定により、約6カ月程度で処分できるようになります。

【記者】

橋りょう長寿命化事業で、今回、三つの橋が選ばれているが、選定基準は。

【建設部長】

橋りょう修繕につきましては、5年に1回、法令点検が義務付けられています。近接目視 点検を行いまして、老朽度合の著しいものから順番に修繕をする計画としております。今 回の3橋につきましても、順番が来たので修繕するということです。

【記者】

大宮橋は、近代土木遺産になっているから、というわけではないのか。

【建設部長】

土木遺産になっているから修繕するというわけではなく、市道の橋りょうは定期的な点検をして適切な時期に修繕するという、計画通りの修繕工事となります。

【記者】

小学校のICT 教育推進事業で、プログラミング教育に対応するためのICT 支援員配置は、 元々いた支援員か、新たに採用して、何人くらい配置する予定か。

【指導部長】

今回の ICT 支援員は、プログラミング教育の指導をする上でのサポートをするものです。 これまでの ICT 支援員は、主に ICT 機器を有効的に活用する方法を支援する目的でした。 小学校が 25 校、訪問日数としては月 2 回、10 月から 3 月までの 6 カ月の予定です。ICT 支援員は、これまで各学校に付いていただいた支援員さんとの信頼関係がありますので、 同じ人がする可能性が高いです。

【記者】

道前クリーンセンターの整備方針について、長寿命化するということで、とりあえず基 幹的に改修し、将来に備えるということだが、だいたいどれくらい延命して、次のはいつ ぐらいに稼働させる目標で改修をするのか。

【環境部長】

道前クリーンセンターの基幹的設備改良ですが、令和6年度末までの完了をもちまして、 それから10年間使用するということで予定しています。

【記者】

基幹的改良という選択をしたという経緯は。

【環境部長】

昨年度、精密機能検査を行いました。焼却施設に関しましては、健全度が低い機器が多数あるということが分かりまして、その低い理由としては、経年変化による摩耗や腐食等で損傷しているということでした。これを持たせながら更新するという考え方です。更新をするにしても10年近くかかり、建設地の選定や、地元同意に時間が要すれば、さらに時間がかかるということで、その間、安定的に稼働させるのが非常に難しいという状況です。併せまして、財源的なものもあり、国の交付金等や合併特例債の活用ということでは、基幹的な設備改良を行った後に更新した方が財源的に有利であるということから、総合的に判断したものです。

【市長】

このことについては、議会で特別委員会を作って協議を重ねていった結果でもあるということを申し添えておきます。

【記者】

総事業費42億円の中で、合併特例債はいくらぐらいか。

【環境部長】

約29億円です。

【記者】

アウトドアオアシスの具体的なイベントの日程はあるか。

【産業経済部長】

オープンは7月1日の予定です。その日に特別イベントはなく、通常営業を7月1日から開始するということで、セレモニーにつきましては6月30日に開催する予定です。

【市長】

併せて、株式会社ソラヤマいしづちが7月中旬にイベントを考えています。

【記者】

6月30日のセレモニーは市がするのか。

【市長】

内覧会のようなものを含め、株式会社モンベルホールディングスの方も来られてすることになります。

【記者】

7月1日にオープンで、指定管理も7月1日からということだが、それまでの準備期間は 指定管理料が支払われないということか。

【産業経済部長】

指定管理は7月1日からで、それまでの間は市がきちんと管理をしているので、そういうことになります。

【記者】

指定管理者は公募したのか。

【産業経済部長】

はい。

【司会】

それでは、次に「オーストリア共和国・セーボーデン市との友好都市提携の締結について」です。市長、お願いします。

続きまして、オーストリア・セーボーデン市との友好都市提携の締結につきまして、ご 報告させていただきたいと思います。

お手元のプレスリリースをご準備ください。

この度、西条市は、保定市、ベトナム国のフエ市に続きまして3番目となります、オーストリア共和国・セーボーデン市と友好都市提携を締結いたしました。「盆栽」をきっかけに国際交流を進めてきたわけですが、3番目となる締結に至りました。

調印式は、5月25日土曜日、ケルンテン州セーボーデン市の盆栽ミュージアムにて開催されている、国交樹立150周年記念イベントのオープニングセレモニーの中で行われました。そこには、在オーストリア日本国大使館の特命全権大使であります小井沼大使、さらには、セーボーデン市が所在しますケルンテン州のペーター・カイザー州知事もご来賓として出席されました。セーボーデン市のクリナー市長とは、今回の調印式を新たな出発点といたしまして、今後、人的あるいは文化的、さらには経済的な各分野におきまして、さらなる交流を図っていこうということを約束してまいりました。

以上、簡単ではございますが、ご報告ということで、あとは質問があればお答えさせて いただきたいと思います。

【司会】

ただ今説明いたしました内容につきまして、ご質問等がございましたら挙手の上、お願いたします。

【記者】

今後のセーボーデン市との交流はどのように考えているか。

【市長】

先ほど申し上げましたように、具体的に決まった訳ではないですが、人的な部分では、例えば、これはオーストリア共和国というカテゴリになるかもわかりませんけども、国際交流員の派遣ということも含めて、セーボーデン市が窓口という形になっていくかと思いますけども、日本国大使とも連携を深めながら、人の交流を行っていきたいと思っています。人の交流の中には、例えば、セーボーデン市には盆栽ミュージアムがあり、「和」のテイストの「庭」ということがあります。まだ決まったことではありませんけども、西条農業高等学校の生徒さんとの交流もありなのかなと、庭をテーマにしている学科もありますので、そういった人の交流ができるのではないかと思っております。

加えまして、文化・芸術ということでは、ここも常にセーボーデン市を意識しながら交流を深めていきたいと思います。向こうは湖と山が核となり、観光に非常に力を入れているところであります。一方、私どもも水、山があり、こういった部分で文化的、経済的な交流も深められるのではないのかなと思っています。セーボーデン市はワインの生産もあり、私どもの日本酒と向こうのワインという形での、経済交流への発展ということも深めていきたいなと。愛媛県ではスイスとやりとりしているようですが、それをオーストリアにまで広げていければと考えています。

【司会】

そのほかございませんでしょうか。

それでは、本日ご説明いたしました項目以外の件に移らせていただきます。

【記者】

分水のことについて、協議会の幹事会で、協議会での議論は止めるというような方向性で、後は首長の判断をもって正式に決めるとうことだが、市長としてはどのように考えるか。

【市長】

やはり一つの区切りがつけられたのではいかと思っています。松山市の思いも報道で承知しておりますし、一度廃止という形で、またさらに県がリードする形で、何かテーマが出てくるようであれば立ち上げという形となると思います。一度廃止という形で区切りをつけて、私自身の考えでは、これからは西条市と愛媛県あるいは松山市という形で直接の話となってくるので、新居浜市を含めた枠組みでの協議は廃止ということでよろしいのではないかと考えています。

【記者】

西条市と松山市で、緊急時の協定の検討というのはどういうふうにするのか。

【市長】

これから具体的なことを決めていくわけですけども、やはり平成6年のところが一つあるかと思います。自衛隊の皆さんの協力をいただきながら、緊急輸送を含めて、私どもが置かれている状況がまずあると思います。私たちに本当に余裕があるのかどうかを踏まえながら、松山市との緊急時の人道的な部分でございますので、今回、7月豪雨の時にあったように、病院の人工透析の関係でどうしても水が必要というところ、野村病院であったり吉田病院であったりは、消防車両をピストンでという形でやらせていただきました。人道的にどうあるべきかということで、まずは西条に余裕、余力があるのかを前提に、松山市の主管部との協議をこれから重ねていきたいと思います。やはり渇水というのは非常に私どもも頭の痛い問題でございますので、あまり時間的な余裕はないと思っています。直ちに双方の担当主管部で協議ができるような体制をまず作っていきたいと思います。その中でテーマも必然的に出てくると思っています。このことについては、私どもの方から提案をさせていただいたことでもあり、積極的に行っていきたいと思っています。

【記者】

まだ、いつ話し合うというのはないか。

【市長】

具体的には決まっていないですが、そんなにゆっくり構えているようなものではないかなと思っています。

【記者】

県の関係で、知事は工水の企業誘致をして欲しいとか、西条に買ってもらうようになる ということを発言されているが、改めてどのように思うか。

【市長】

工場の誘致については、私は西条市だけの問題ではなかったと思っています。私も愛媛県議会議員の時代があり、その時に申し上げたのが、東予のインダストリアルパークのところがキーだったと私は思っており、あそこに利水企業を呼び込まなくなったのです。インダストリアルパークを分譲したいという思いがあったので、利水企業の誘致よりも分譲に話は動いていったと、県議会議員時代に承知しております。私も委員会で質問したこともありましたが、もちろん利水企業ということで、あそこは工業用水を敷設できるところですので、西条市も県、推進室と一緒になって工場の誘致には努めてきたつもりです。もちろんこれからも西条市も一生懸命、工場、利水企業の誘致には意識をしながら取り組んでいきたいと思っておりますけども、これは愛媛県も一緒じゃないかと思っておりまして、ここは連携を深めながら推進をしていきたいと思っています。

それと加えてですが、今回、知事が、広域調整という立場に愛媛県はあるということをよくおっしゃっております。一方で河川管理者であるわけですので、西条市の現状を見極めながら、加茂川流域の環境を守るという視点で、どういった状況がいいのかも、もちろんあろうかと思います。そういった中で、西条市、あるいは西条市民が取り組まなくてはならないこと、加えて河川管理者である愛媛県との連携・交渉、こういったことになってくるのではと思っています。その先に、どうしてもという話であれば、これは市民の皆様にも了解をいただきながら、この流域の地下水の保全に向かって事を進めていきたいと思っています。

【記者】

インダストリアルパークは途中から分譲優先でやってきて、なかなか売れずに長年あって、ちょっと前に完売したが、県としても利水企業を呼び込むことの難しさはあるかと思う。

【市長】

そうですね。

【記者】

西条市の地下水保全協議会の開催予定など、どのように進めるか。

【環境部長】

今年度の協議会については、まず地下水の現状を認識していただき、問題点や課題の把握を行い、西条市の独自の施策について検討していきたいと考えています。

【市長】

地下水の保全となると加茂川流域だけではなく、周桑平野の地下水の問題もありますので、西条市エリアの問題になってくると思いますけども、精力的にやっていきたいと思っています。

【記者】

市長は以前から、地下水保全のための覚悟とか負担ということを話したり、知事もそのようなことを求めることを匂わす発言をしたりしているが、西条市はそれに向けた準備を考えているのか。

【市長】

市民に広く理解を求めていかないといけないと思います。地下水を「地域公水」と位置付けていますので、流域の市民だけの問題ではないということをしっかりと押さえていけるように、主管部が地域に入って丁寧に説明をしてきてはいますが、説明会に参加している方は理解が深まっているが、参加していない方にいかに伝えていくかということを今一度確認して、より多くの市民の皆さんに問題提起し、現状を理解してもらうということで、今までの取組では足らない部分をこれからやっていかなくてはならないと思っているので、今、何をという具体的な話ではないが、少し深めていく作業にこれから入っていくと思っています。まずは、そこをしっかりとやっていきたいです。

【記者】

地域公水の考え方の部分で、流域の市民だけの問題ではないというところで、加茂川に限れば、加茂川の流域だけではなくて、他地域の市民にも何らかを考えてもらうとか、仮に負担が発生したときに、他地域の住民にも負担を求めるのか。

【市長】

流域ごとに課題があり、例えば中山川水系では硝酸態窒素濃度が少し高いというところがあって、施肥の問題であれば農業従事者に理解をしてもらわないといけないということで、地下水を地域公水と位置付けた場合に、流域を超えて市民に理解を求めるということなので、流域の住民とそれ以外の住民との考え方に濃淡があると思います。そこを埋めていくとなると少しエネルギーがいると思っています。これは加茂川だけの問題ではないという市民の皆さんの理解が深まるよう、しっかりと説明していって理解を求めたいと思います。

【記者】

水問題に関する協議会については実質中止ということになって、今後の西条市独自の取組について、どのように考えているのか。

【市長】

水問題に関する協議会については、西条の水事情を理解しましょうというのがそもそもの目的だったと承知しています。そのことで、今回区切りが付いたということだと思っています。そういった中に、地下水の保全という形で、新たなテーマができてきていると思っています。その中には、最終的に黒瀬ダムからの流量をお願いしたいという形になるかもしれません。ここは地下水保全管理計画でしっかりと定めながら、条例の制定にもっていくということなので、市民への説明、理解を求め、市民の代表である市議会の理解も求め進んでいくと思うが、いつからいつまでに何をしてという詳細については、具体的に決まってはないです。これから議論をしながら、ということです。放置するわけにはいきません。計画的に進めていく必要があると思っています。先生方からも、回を重ねなくてはならないと言っていただいていることなので、精力的に実施していきたいと思っています。まずは協議を進めていくということになります。

【記者】

市民の理解を深め、協議をして、今後対策を考えていくということで、認知し、検討してもらうということか。

【市長】

覚悟とか痛みという話になると、最終的には市民にご負担いただく場合もあろうかと思いますので、そういった部分については、丁寧に説明していかないといけないし、その前に現状を分かっていただかないといけないということで、そういったところから注力していきたいと思っています。

【記者】

例えば、水道料金の値上げなども含めてということか。

【市長】

痛みという部分で、ご負担というのがどういった形になるか分かりませんけども、そういったところにたどり着くならば、前段での説明責任はあるし、理解を求めていきたいと考えています。

【記者】

段階を踏んでということか。

【市長】

そういうことです。

【記者】

市民に負担をお願いするというのは、ダムの水を購入することを前提にしているのか。

【市長】

最終的には、購入というか、流していただくという話になるのですが、県が負担を求めるという話であれば、ということになると思います。先ほど申し上げたように、河川管理者としての県の立場があります。今までは、松山市があったり、新居浜市があったりということで、広域調整ということがありました。一方で、河川管理者という立場があるわけです。まずは、自分たちがしっかりできることをやっていく、その中での交渉だと思っています。その先に、求められるのであれば、そのことを描きながら考えていかなければならない事態も想定できます。それを想定しながら、地下水保全協議会での論議を深めていただきたいと考えています。

【記者】

市議会で議員定数と報酬の話が議論されており、議会の方では 28 人にして報酬を上げる という流れになっているが、どのように見ているか。

【市長】

ここはもちろん、議会側が判断することだと思っています。私も県議会議員時代には、議員数を削減すべきだということで、47人の定数の見直しを具体的に検討したメンバーでもあります。例えば中核市である松山市は、栃木県宇都宮市とほぼ同じ面積、人口です。類似団体を確認し、中核市で権限が大きいのであれば、市議会議員の数が多くて県議会議員は少なくていいのではないかと提案しようとして、そこには至らなかったのですが、そういう研究・勉強もしてまいりました。市民の皆さんの目は非常に厳しいと思っています。そういった中、市議会が今、活性化の特別委員会を作って、様々な形で具体的に、市民の皆さんへの市議会後の報告会であったり、あるいはタブレット端末導入によるペーパーレス化を図ろうと積極的に取り組まれたりしていますが、さらに市民の要求は高いと思っています。

私の個人的な考えになりますが、議員定数と報酬はセットで考えていくべきだと思っております。むしろ、政務活動費という形で、がんばる議員が一生懸命、議会活動のために調査研究をして政務活動費を使い、市民の皆さんに広く開示して報告書を上げていくということであれば、報酬とは別に、政務活動費を求めてきてもいいのではないかと思っています。政務活動費を使わないのであれば、返していただいたらいいわけですので、こういったことで議員の皆さんの議会力がアップするのではないかと思っています。議会費という総額はもちろん大切だと思っていて、そこは見ていきますけども、やはり議員定数と報酬というのはセットで、プラスアルファその中に、政務活動費が入ってきてもいいのかなと個人的には思います。

【記者】

特別委員会の議論では、議会で報酬の条例を書いて、額をいくらアップすると決めるの もありだが、今まで特別職の報酬審議会で審議されている流れからいえば、人数は議会側 で提示した上で、理事者側の方で、いくらぐらい上げられるかというところを出してほしいという議論の流れにもなっているが。

【市長】

近隣の四国中央市でも激しい攻防があったかと思いますが、結局は市民の皆さんがどういうジャッジをするのか、と思っています。そういった部分で審議会に諮るという話になると思うのですが、総額の中で管理をするべきではないかなと思っていますので、議会費が右肩上がりに上がり続けることはありえないとしたならば、今までのやりくりの中で、あるべき姿は出てくるのではないかと思っています。答申という形で私の方は受けるのでしょうけども、そういったことも議論させていただきながら、市民の皆さんから見て、より良い市議会、より良い市政を追求していくべきかなと思います。ここは議員との連携もあると思いますけども、議会でもしっかり、市民の皆さんにも説明してもらいたいと思います。

【司会】

それでは、本日の定例記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。